

河砂 第 4 号
平成16年 4月13日

各土木事務所長 様

土 木 部 長

静岡県土砂災害防止法指定基本計画の策定について（通知）

このことについて、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）に基づく本県の取り組み等について基本計画を策定しましたので、法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を円滑に推進し、土砂災害から住民の生命及び身体の保全を図るための方針として運用願います。

なお、円滑な区域指定を図るため、法の概要及び本基本計画等について、関係市町村を通じて住民等に対して幅広く周知願います。

担当：土砂災害対策スタッフ 太田、小沼

TEL:054-221-3042

FAX:054-221-3564

静岡県土砂災害防止法指定基本計画

平成 16 年 3 月

1 はじめに

平成 13 年 4 月 1 日に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。)が施行された。

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として一定の開発行為を制限すること等により、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的としている。

土砂災害防止法により、県は基礎調査の実施及び区域の指定等を行うこととなるが、県内には対象となる土砂災害危険箇所が 15,000 箇所以上も存在している。

県では土砂災害防止法の運用にあたり、「土砂災害防止対策基本指針」(平成 13 年 7 月 9 日国土交通省告示第 1119 号)に基づき、適切かつ公平な法の運用と、その手続の透明性、検討体制の専門性、信頼性の確保を図る必要があるため、学識経験者等からなる「静岡県土砂災害防止法指定検討委員会」における意見・助言を踏まえ、指定の優先方針、基礎調査の実施方針等の指定に係る計画としての「静岡県土砂災害防止法指定基本計画」を定めるものである。

2 指定の優先方針

(1) 目的

県内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の対象箇所が数多く存在するため、以下の優先方針に基づいて順次指定するものとする。

(2) 優先方針

国の「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、以下の3点を踏まえて優先すべき地域及び箇所を選定する。

- 開発の進展の見込み
- 過去の土砂災害の実態
- 居室を有する建築物の多寡

(3) 優先方法(参考図を別記1に示す)

イ 地域による優先区分

「開発の進展の見込み」の観点から、新たな土砂災害危険箇所の増加抑制を図るため、開発や住宅の新規立地により市街化されやすい地域を優先し、

第1優先区域として都市計画法に基づく「市街化区域」「非線引き都市計画区域」

第2優先区域として都市計画法に基づく「市街化調整区域」

第3優先区域として「都市計画区域外」に区分する。

さらに同一優先区域内について、住宅の新規立地が著しい市町村を優先するものとし、新設住宅着工件数の多寡により、市町村を5段階の優先市町村群に区分する。

ただし、優先市町村群は今後の開発動向の変化等により、必要に応じて見直すものとする。

ロ 個別の優先区分

地域による優先区分イで選定した同一優先市町村群の中で、さらに「過去の土砂災害の実態」、「居室を有する建築物の多寡」の観点から、以下の箇所を優先することを基本とする。

- 「地形・地質状況」「対策工の有無」「危険箇所の規模(危険箇所内に存する受益者の多寡)」「土砂災害の現象」等を勘案し、土砂災害の危険性の高い箇所
- 居室を有する住宅の新規立地が予想される箇所

ただし、土砂災害の危険性の高い箇所と、住宅の新規立地が予想される箇所のどちらを優先すべきかについては、関係市町村と協議を行い、地域特性を考慮するものとする。

なお、指定にあたっては、隣接箇所をまとめて行うことができるものとする。

ハ 地域による優先区分イとは別に優先できる箇所

地域による優先区分イによる優先区分が下位であっても、以下の箇所については、規模・危険性を勘案し、関係市町村と協議の上、優先できるものとする。

- 災害発生箇所で、早急な対策が必要とされる箇所
- 災害時要援護者関連施設(注)を含む箇所
- 早急に開発を抑制すべき箇所等で、市町村長が必要と認める箇所
- 行政界をまたぐ危険箇所で、早急な対策が必要な箇所

(注) 災害時要援護者関連施設とは、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」(平成 11 年 1 月 29 日付建設省河砂発第 6 号)に基づく災害弱者関連施設をいう。

3 基礎調査実施方針

(1) 調査対象箇所

基礎調査の対象は、原則として県内の土石流危険渓流及び土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所とする。ただし以下の箇所については調査の対象から除外することができるものとする。

- 他法令により土地利用が制限されている箇所
人家等がない危険箇所のうち、自然公園第1種特別地域、自然環境保全地域内の特別地区等、人家等の立地が規制されている箇所
- 公共機関が管理している箇所
土砂災害の発生するおそれのある斜面等を公共機関が適切に管理している箇所

(2) 調査対象箇所の実施順位

基礎調査の実施順位は、指定の優先方針に準じて行うものとする。

(3) 調査の方法

基礎調査は、「静岡県土砂災害防止に関する基礎調査マニュアル(案)」に基づき実施するものとする。

4. 指定手続方針

(1) 指定区域の公示方法

指定区域の公示は平面図によるものとし、平面図の縮尺は 1/2,500 以上とする。

(2) 指定図書の縦覧方法

指定の公示に係る図書は当該市町村の事務所(市役所及び町村役場)において縦覧し、保管する。

なお、縦覧は「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」について行うものとする。

(3) 指定図書の作成方法

指定に係る図書は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律における土砂災害警戒区域等指定の手引(案)」(以下「指定の手引(案)」という。)に基づき作成するものとする。

(4) 指定手続方法

指定に係る諸手続については、「指定の手引(案)」に基づき行うものとする。

5 指定手続における住民等への周知・説明方針

(1) 土砂災害防止法に関する一般的な周知・啓発

県及び市町村は、広く県民に対し土砂災害防止法及び土砂災害危険箇所の周知を図るものとする。

(2) 基礎調査(現地調査)着手前の住民説明

県及び市町村は、基礎調査(現地調査)の着手にあたり、関係する住民等に対し、調査の理由及び方法、土砂災害防止法に基づく区域指定等の説明を行うものとする。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定前の住民説明

県及び市町村は、土砂災害警戒区域等の指定にあたり、関係する住民等に対し、指定の対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うものとする。

なお、住民等からの要請等があった場合には、必要に応じて説明を加えるものとする。

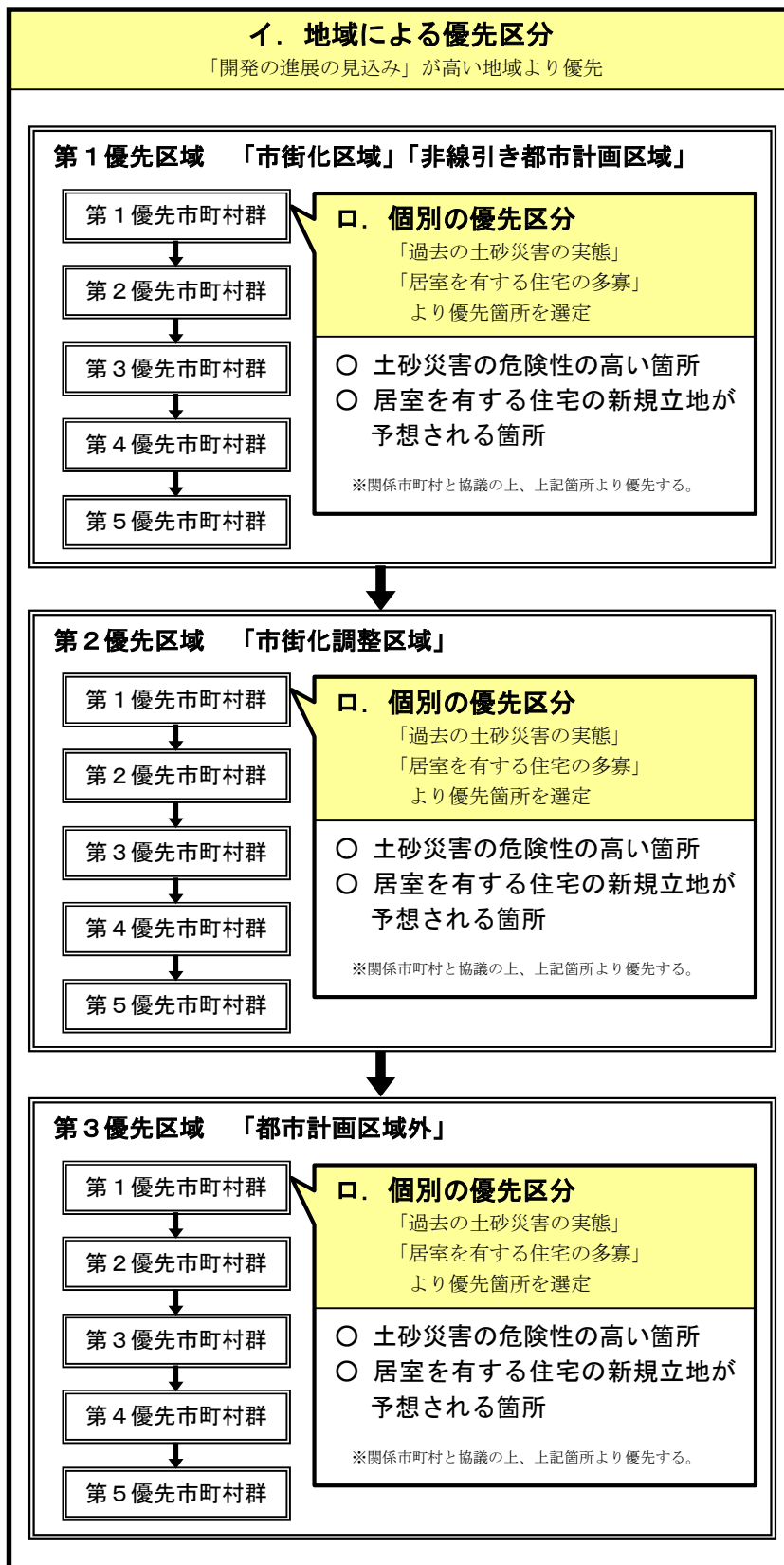
(4) 土砂災害警戒区域等の指定における意見集約

知事は、土砂災害警戒区域等の指定にあたり、前項の説明において、関係する住民等から、指定に対する理解を得た上で指定を行うものとする。

なお、関係住民等から指定のための書面による同意を求めないものとするが、関係住民の意見を踏まえた市町村長の意見を聴取するものとする。

また、関係住民等から一定の理解が得られない場合であっても、土砂災害警戒区域については指定を行うことができるものとする。

別記 1 指定の優先方法



【優先市町村群】

ハ. 地域における優先区分イとは別に優先できる箇所

- 行政界をまたぐ箇所
- 早急な開発を抑制すべき箇所等
- 災害時要援護者関連施設を含む箇所
- 災害発生箇所

早急な対策が必要とされる箇所

早急な対策が必要な箇所
市町村長が必要と認める箇所

高い ← 優先度 → 低い				
第1優先群	第2優先群	第3優先群	第4優先群	第5優先群
浜松市	島田市	大東町	小笠町	伊豆市(中伊豆町)
静岡市	湖西市	新居町	小山町	伊豆市(天城湯ヶ島町)
富士市	長泉町	韮山町	引佐町	松崎町
沼津市	清水町	福田町	天竜市	中川根町
静岡市(清水市)	裾野市	大井川町	御前崎市(御前崎町)	春野町
富士宮市	函南町	三ヶ日町	蒲原町	川根町
焼津市	熱海市	大須賀町	東伊豆町	伊豆市(土肥町)
三島市	菊川町	森町	伊豆市(修善寺町)	賀茂村
藤枝市	豊田町	舞阪町	岡部町	佐久間町
浜北市	吉田町	浅羽町	大仁町	戸田村
磐田市	御前崎市(浜岡町)	伊豆長岡町	芝川町	本川根町
掛川市	金谷町	雄踏町	豊岡村	西伊豆町
御殿場市	相良町	竜洋町	南伊豆町	龍山村
袋井市	細江町	下田市	河津町	水窪町
伊東市	榛原町	富士川町	由比町	

※上記区分は平成12年度新設住宅着工件数を基準とした。

I. 基本計画策定の目的

土砂災害防止法により、県は基礎調査の実施および区域の指定等を行うこととなるが、県内には、本法の対象となる土砂災害危険箇所が 15,000 箇所以上も存在している。

県では、国の「土砂災害防止対策基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、適切かつ公平な法の運用と、その手続の透明性、検討体制の専門性、信頼性の確保を図る必要があるため、「静岡県土砂災害防止法指定検討委員会」（以下「指定検討委員会」という。）における意見・助言を踏まえ、指定に関する基本計画を策定した上で、円滑な運用を進める。

II. 基本計画（案）の概要

1. はじめに

本基本計画の趣旨および位置づけを記載する。記載概要については本基本計画の必要性が理解できるよう、以下の点についてとりまとめた。

- ・ 県が法に基づく基礎調査及び区域指定等を行うこと
- ・ 指定対象箇所が相当数にのぼること
- ・ 国の基本指針に基づき適正な運用を図るために基本計画を定めること

2. 指定の優先方針

（1）目的

指定対象箇所が相当数にのぼるため、計画的に指定を進める上で方針となるべき事項として、指定の優先方針を示した。

（2）優先方針

国の基本指針において、土砂災害警戒区域等の指定について指針となるべき事項として、土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数にのぼる場合は「過去の土砂災害の実態」「居室を有する建築物の多寡」「開発の進展の見込み」等を勘案して逐次指定することが望ましいとしており、県はこの基本指針に基づいた優先方法を定めるものとした。

（3）優先方法

優先方法は、上記方針に基づき、指定検討委員会における意見等を踏まえ、以下の方法をとるものとした。

イ. 地域による優先区分

- ・ 県内全ての危険箇所を個別に順位付けすることは非常に困難であるため、地域ごとに優先順位を付け、その地域内で個別箇所を選定するものとした。
- ・ 地域の優先区分は、「開発の進展の見込み」を考慮し、市街化されやすい地域から優先するものとした。
- ・ 市街化されやすい地域の選定は、国土の適切な発展と整備を目的として面的に規制誘導あるいは整備を行っている「都市計画法」に基づく区域を指標として、開発されやすい区域（市街化区域、非線引き都市計画区域）、開発が見込まれる区域（市街化調整区域）の順に優先するものとした。

- ・都市計画区域外の地域は、開発の見込みが低い山間地等が大半を占めており、都市計画区域内と比較して本法による土砂災害危険箇所における住宅等の新規立地抑制を図る緊急性が低いことから、最も優先度の低い地域とした。
- ・市街化されやすい地域の選定として、さらに住宅等の新規立地の観点から各市町村を同じ条件で比較できる「新設住宅着工件数」を指標として、住宅着工件数の多い市町村より優先するものとした。（開発行為許可件数は市町村毎に許可要件が異なるため比較困難）
- ・市町村別の住宅着工件数は、調査年次によって市町村順位が若干変動することから、短期的な微変動による影響を受けないよう市町村を5段階の優先市町村群に区分するものとした。

【優先市町村群】

高い ← 優先度 → 低い				
第1優先群	第2優先群	第3優先群	第4優先群	第5優先群
浜松市	島田市	大東町	小笠町	伊豆市(中伊豆町)
静岡市	湖西市	新居町	小山町	伊豆市(天城湯ヶ島町)
富士市	長泉町	菫山町	引佐町	松崎町
沼津市	清水町	福田町	天竜市	中川根町
静岡市(清水市)	裾野市	大井川町	御前崎市(御前崎町)	春野町
富士宮市	函南町	三ヶ日町	蒲原町	川根町
焼津市	熱海市	大須賀町	東伊豆町	伊豆市(土肥町)
三島市	菊川町	森町	伊豆市(修善寺町)	賀茂村
藤枝市	豊田町	舞阪町	岡部町	佐久間町
浜北市	吉田町	浅羽町	大仁町	戸田村
磐田市	御前崎市(浜岡町)	伊豆長岡町	芝川町	本川根町
掛川市	金谷町	雄踏町	豊岡村	西伊豆町
御殿場市	相良町	竜洋町	南伊豆町	龍山村
袋井市	細江町	下田市	河津町	水窪町
伊東市	榛原町	富士川町	由比町	

※上記区分は平成12年度新設住宅着工件数を基準とした。

- ・ただし、今後の開発動向の大きな変化等によって、区分を見直す必要が生じた場合を考慮し、優先市町村群の見直しを付記した。
- ・なお地域による優先区分は、膨大な危険箇所を絞り込むことが目的であるため、市町村は合併前（上記表）の市町村を基準とする。

ロ. 個別の優先区分

- ・個別箇所の選定方法は、「過去の土砂災害の実態」「居室を有する建築物の多寡」を考慮して土砂災害の危険性の高い箇所、居室を有する住宅の新規立地が予想される箇所より順に選定するものとした。
- ・土砂災害の危険性と住宅の新規立地のどちらを優先させるかは、地域性を考慮し、市町村と協議して選定するものとした。
- ・土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の観点等から、隣接する危険箇所をまとめて指定することができる措置を付記した。

ハ. 地域による優先区分イとは別に優先できる箇所

- ・イの区分による優先度の低い地域にあっても、早急な区域指定が必要な箇所については、別に優先できる措置を設けるものとした。
- ・この措置による優先は、地域による優先区分による優先方法と同等の位置づけとして、該当箇所は、地域による優先順位に関係なく優先することができるものとした。

3. 基礎調査実施方針

基礎調査を一定の基準により統一的に実施する上で、方針となるべき事項として、対象箇所、調査実施順位、調査方法について、指定検討委員会における意見等を踏まえ、以下のとおりとりまとめた。

(1) 調査対象箇所

- ・危険箇所調査の調査要件と、土砂災害警戒区域の指定要件が概ね一致するため、調査対象は原則として既存の危険箇所を対象とする。
- ・基礎調査を行った際に新たに指定要件を満たす箇所が確認された場合等への対応を行うため「原則として」を付記した。
- ・現時点で人家がなく、他法令による立地抑制が十分に図られている箇所は、警戒避難をすべき対象者がなく、将来においても人家等の立地する可能性が極めて低いため、土砂災害防止法による区域指定を行う必要性が低いため、調査対象から除外できるものとした。
- ・公共機関により土砂災害の発生するおそれのある斜面等が適切に管理されている場合においては、当該土地の土砂災害防止をその管理者が行うことが適切であるため、調査から除外できるものとした。

(2) 調査対象箇所の実施順位

- ・調査は「指定の優先方針」に基づいて実施するが、調査対象箇所を含む隣接箇所、または同一自治会内を同時期に調査する場合を考慮し、「準じて」と付記した。

(3) 調査の方法

- ・調査の詳細な実施方法は、別途「静岡県土砂災害防止に関する基礎調査マニュアル（案）」を定め、これに基づいて実施するものとした。

4. 指定手続方針

区域指定にあたっての事務手続に関する事項として、指定の公示方法、指定図書の縦覧方法、指定図書の作成方法、指定の手続方法について、指定検討委員会における意見等を踏まえ、以下のとおりとりまとめた。

(1) 指定の公示方法

- ・法では指定区域の公示にあたり、「地番等」「地物等からの距離及び方向」「平面図」（省令第3，5条）のいずれかによるものとしている。
- ・本県の公示方法は平面図によるものとし、住民が、土砂災害警戒区域等と自己の所有する土地・家屋との位置関係を容易に把握できるよう考慮した。

(2) 指定図書の縦覧方法

- ・法では、土砂災害特別警戒区域について指定の公示に係る図書を市町村の事務所で縦覧することが定められている（法第8条）
- ・平面図による公示を行った場合、指定された区域を縦覧することによって、関係住民等が当該指定地の位置関係を把握できるため、本県では土砂災害特別警戒区域に加え、土砂災害警戒区域についても縦覧するものとした。
- ・指定図書は縦覧を行う事務所において保管するものとした。

(3) 指定図書の作成方法

- ・指定図書の具体的な作成方法は、別途「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律における土砂災害警戒区域等指定の手引（案）」を定め、これに基づいて作成するものとした。
- ・指定の具体的な手続き方法は上記「指定の手引（案）」に基づいて行うものとした。

5. 指定手続における住民等への周知・説明方針

基礎調査・指定を進める過程において、公平かつ透明性のある手続を行うために、対象住民への周知・説明方法について、指定検討委員会における意見等を踏まえ、県の統一的な方針となるべき事項をとりまとめた。

(1) 土砂災害防止法に関する一般的な周知・啓発

- ・県及び市町村は、法の概要及び指定対象箇所となる土砂災害危険箇所の周知に努める。
- ・土砂災害特別警戒区域内では特定開発行為許可申請等が伴うため、地域住民のみではなく、開発関連業者等に対しても広く周知を行うものとした。

(2) 基礎調査（現地調査）着手前の住民説明

- ・法では、調査にあたって他人の占有する土地に立ち入ろうとするものは、あらかじめその旨を占有者に通知し、立ち入りの際に、その旨を告げることを定めているため（法第5条）、基礎調査の着手前に、関係する住民等に対して調査の理由及び方法、区域指定等の説明を行うものとした。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定前の住民説明

- ・法では、指定に関する住民等への説明について定めていないが、調査の透明性を確保するため、関係住民等に対して対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うものとした。
- ・指定に対する関係住民等の理解を得るよう努めるため、説明は必要に応じて複数回実施するものとした。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定における意見集約

- ・土砂災害特別警戒区域では、住宅等の新規立地抑制を図るための私権制限が加わることから、指定にあたっては、土砂災害防止法に基づく区域指定の主旨等について関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。
- ・指定に対する関係住民の理解を得る（＝法の主旨、指定の必要性等を知ってもらう）よう努めるが、指定に対する書面による同意（＝指定に対する賛同）まで得る必要は無いものとし、代わりに関係住民等の意見を踏まえた市町村長の意見を聴取するものとした。
- ・関係住民等から一定の理解が得られない場合であっても、本法による土砂災害対策が必要と認める場合には土砂災害警戒区域については指定を行うことができるものとした。

【補足説明】 指定の優先方法イ（地域による優先区分）の詳細

地域による優先区分は、都市計画法に基づく区域区分と、新設住宅着工件数による市町村優先群の区分の組み合わせで、優先する地域を選定するものである。

□ 都市計画法に基づく区域区分

高い ↑ 優先度 ↓ 低い	第1 優先区域	市街化区域 非線引き都市計画区域
	第2 優先区域	市街化調整区域
	第3 優先区域	都市計画区域外

□ 新設住宅着工件数による市町村群の区分

高い ← 優先度 → 低い				
第1優先群	第2優先群	第3優先群	第4優先群	第5優先群
浜松市	島田市	大東町	小笠町	伊豆市(中伊豆町)
静岡市	湖西市	新居町	小山町	伊豆市(天城湯ヶ島町)
富士市	長泉町	韮山町	引佐町	松崎町
沼津市	清水町	福田町	天竜市	中川根町
静岡市(清水市)	裾野市	大井川町	御前崎市(御前崎町)	春野町
富士宮市	函南町	三ヶ日町	蒲原町	川根町
焼津市	熱海市	大須賀町	東伊豆町	伊豆市(土肥町)
三島市	菊川町	森町	伊豆市(修善寺町)	賀茂村
藤枝市	豊田町	舞阪町	岡部町	佐久間町
浜北市	吉田町	浅羽町	大仁町	戸田村
磐田市	御前崎市(浜岡町)	伊豆長岡町	芝川町	本川根町
掛川市	金谷町	雄踏町	豊岡村	西伊豆町
御殿場市	相良町	竜洋町	南伊豆町	龍山村
袋井市	細江町	下田市	河津町	水窪町
伊東市	榛原町	富士川町	由比町	

□ 上記区分を組み合わせた優先区分

高い ↑ 優先度 ↓ 低い	第1優先区域 右の市町村の ・市街化区域 ・非線引き 都市計画区域	第1優先市町村群	浜松市・静岡市・富士市・沼津市・富士宮市・焼津市・三島市・藤枝市・浜北市・磐田市・掛川市・御殿場市・袋井市・伊東市
		第2優先市町村群	島田市・湖西市・長泉町・清水町・裾野市・函南町・熱海市・菊川町・豊田町・吉田町・御前崎市(浜岡町)・金谷町・相良町・細江町・榛原町
		第3優先市町村群	大東町・新居町・韮山町・伊豆長岡町・雄踏町・三ヶ日町・大須賀町・森町・浅羽町・下田市・富士川町
		第4優先市町村群	小山町・引佐町・伊豆市(修善寺町)・岡部町・大仁町・豊岡村・小笠町・天竜市・御前崎市(御前崎町)・蒲原町・東伊豆町・芝川町・南伊豆町・由比町
		第5優先市町村群	該当なし(第5優先市町村群に属する市町村はすべて都市計画区域外)
	第2優先区域 右の市町村の ・市街化調整 区域	第1優先市町村群	浜松市・静岡市・富士市・沼津市・富士宮市・焼津市・三島市・藤枝市・浜北市・磐田市・御殿場市
		第2優先市町村群	湖西市・長泉町・清水町・裾野市・函南町・豊田町・細江町
		第3優先市町村群	新居町・韮山町・伊豆長岡町・雄踏町
		第4優先市町村群	小山町・引佐町・伊豆市(修善寺町)・岡部町・大仁町・豊岡村
		第5優先市町村群	該当なし(第5優先市町村群に属する市町村はすべて都市計画区域外)
	第3優先区域 右の市町村の ・都市計画 区域外	第1優先市町村群	静岡市・富士市・富士宮市・藤枝市・掛川市・御殿場市
		第2優先市町村群	島田市・裾野市・菊川町・浜岡町・金谷町・榛原町
		第3優先市町村群	森町・下田市・富士川町
		第4優先市町村群	小笠町・小山町・引佐町・天竜市・蒲原町・東伊豆町・岡部町・豊岡村・南伊豆町・河津町・由比町
		第5優先市町村群	伊豆市(中伊豆町・天城湯ヶ島町・土肥町)・松崎町・中川根町・春野町・川根町・賀茂村・佐久間町・戸田村・本川根町・西伊豆町・龍山村・水窪町

※土砂災害危険箇所の無い市町村は除外(大井川町・福田町・竜洋町・舞阪町)

静岡市には、旧清水市を含む